

平成27年7月9日

JFE扇島火力発電所更新計画に係る環境影響評価方法書に対する市長意見の公表について（お知らせ）

標記事業に係る市長意見について神奈川県知事から照会があり、これを平成27年7月9日付けで提出するとともに、同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。

1 事業者の名称及び住所

事業者の名称：JFEスチール株式会社

代表者の名称：代表取締役社長 柿木 厚司

主たる事務所の所在地：東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

2 対象事業の名称、種類及び規模

名称：JFE扇島火力発電所更新計画

種類：発電所（火力発電所）の更新

規模：出力25万キロワット級

3 対象事業実施区域

川崎市川崎区扇島1番地1

4 市長意見の公表

平成27年7月9日（木）

5 事業者問合せ先

名称：JFEスチール株式会社

東日本製鉄所（京浜地区） 総務部総務室

住所：川崎市川崎区扇島1番地1

電話番号：044-322-1119

（環境局環境評価室 担当）
電話044-200-2156

J F E 扇 島 火 力 発 電 所 更 新 計 画
に 係 る 環 境 影 響 評 価 方 法 書 に 対 す る 市 長 意 見
平 成 2 7 年 7 月
川 崎 市

川崎市長意見

「J F E 扇島火力発電所更新計画」の環境影響評価方法書に係る知事意見の作成に際して、本市が指摘する事項について配慮されるよう要望する。

1 全般的事項

本計画は、発電所の老朽化した既設1号機を更新するものであり、運転開始後の大気汚染物質や温排水による環境負荷を現状以下に抑制するとともに、冷却水の取放水設備や送電線などの既存設備を最大限に活用することにより、工事に伴う環境負荷をできるだけ抑える計画としている。

しかしながら、川崎市における近年の工場等からの窒素酸化物(NO_x)排出量は、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく対策目標量(9,330 トン/年)の達成、非達成を繰り返しながら推移している状況にあるほか、川崎市及びその周辺地域は、微小粒子状物質($\text{PM}_{2.5}$)や光化学オキシダントに係る環境基準が達成されていない状況にある。このことから、今後、事業の詳細設計を行うに当たっては、これらの地域特性を踏まえ、より一層の環境負荷低減が図られるよう配慮する必要がある。

2 個別事項

(1) 大気環境

ア 大気質

川崎市は大気汚染物質に対して市独自の規制を導入するなど積極的な対策に取り組んできていることから、通常時における発電設備ごとの大気汚染物質の排出濃度、排出量、年間設備利用率及び1日の稼動パターンについて明らかにした上で、発電所全体についても窒素酸化物を始めとする大気汚染物質の年間排出総量を明らかにする必要がある。

また、ガスタービンに採用する低 NOx 燃焼器及び排煙脱硝装置の具体的な対策技術の内容を明らかにするとともに、排煙脱硝装置については、その除去効率についても併せて記載する必要がある。

さらに、近年設置された同種の原動力・燃料による発電設備の大気汚染物質の排出濃度や排煙処理施設の除去効率等との比較により、実行可能な範囲で環境への負荷が低減されているかを検討する必要がある。

イ 冷却塔白煙

冷却塔白煙については、白煙の拡散の数値モデルから適切なものを選定し、冷却塔白煙の挙動を把握した上で、周辺の住居地域及び交通機関等の保全対象への配慮が適正になされているかを検討するとしているが、対象事業実施区域内には高速湾岸線が通っていることから、当該道路への影響についても予測及び評価を行い、交通の安全に配慮する必要がある。

(2) 景 観

発電所の建屋及び煙突等の施設の色彩の検討に当たっては、周辺景観と調和するように配慮し、「川崎市都市景観条例」及び「臨海部色彩ガイドライン」の主旨を踏まえ、臨海部の景観形成に配慮したデザインとするとしているが、環境影響評価準備書では、平成6年に川崎市に提出されている「NKK京浜製鉄所扇島色彩計画報告書」の内容も踏まえた、より具体的なデザインの考え方を示す必要がある。

(3) 温室効果ガス等

本計画では、熱効率の高い発電設備に更新することにより、総合的なエネルギー効率の向上を図るとしているが、引き続き2、3、4号機を稼働する計画としており、発電所全体で二酸化炭素の排出抑制に向けて配慮が必要なことから、予測に必要な条件である発電設備ごとの年間設備利用率及び1日の稼働パターンについて明らかにし、本計画による二酸化炭素抑制の程度を含めて、予測及び評価を行う必要がある。

参 考

○ 環境影響評価に関する手続経過

- 平成26年 9月5日 計画段階環境配慮書の受理
環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の公告及び縦覧開始
事業者から市長意見に係る依頼
神奈川県知事から市長意見提出に係る照会
- 9月12日 市長意見作成のため市長から審議会宛て諮問
- 10月6日 環境影響評価法に基づく縦覧終了及び意見書の締切日
- 10月21日 審議会から市長宛て答申
- 10月22日 市長意見を神奈川県知事及び事業者宛て送付
-
- 平成27年 3月10日 川崎市長宛て環境影響評価方法書の送付
環境影響評価方法書公告
環境影響評価法に基づく縦覧開始
神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧開始
- 4月9日 環境影響評価法に基づく縦覧終了
- 4月23日 神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧終了
環境影響評価法に基づく意見書の締切日
- 5月20日 環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解の受理
- 5月22日 神奈川県知事から市長意見提出に係る照会
- 5月29日 市長意見作成のため市長から審議会宛て諮問
- 7月6日 審議会から市長宛て答申
- 7月9日 市長意見を神奈川県知事宛て提出

○ 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成26年 9月12日 審議会（計画段階環境配慮書事業者説明及び
審議、現地視察）

10月20日 審議会（計画段階環境配慮書答申案審議）

平成27年 5月29日 審議会（環境影響評価方法書事業者説明及び
審議）

7月 3日 審議会（環境影響評価方法書答申案審議）